

## 東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町はコロナ禍において新しい生活様式に則したイベントの開催を促すことで、地域経済の活性化及び地域活力の創出につなげるとともに、参加者及び主催者にとって、安全・安心なイベント開催の定着を図ることを目的に、イベントを開催する団体等に対し、開催に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東みよし町補助金交付規則（平成18年東みよし町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第3条 補助対象者は、補助対象事業の開催日の1か月前までに東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金計画説明書（様式第2号）
- (2) 東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) 東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金を必要とする理由書（様式第4号）

### (交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、交付申請書及びその添付書類の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付することができるものとする。

3 町長は、補助金の交付の適否を決定したときは、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

### (概算払の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助対象経費の8割まで概算払申請することができる。概算払いの交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）の該当欄に記入し町長に提出し

なければならない。

(事業の変更)

第 6 条 補助対象者は、交付決定の内容について変更が生じたときは、速やかに東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金変更届(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。この場合において、経費配分の変更の場合が総額の 20 パーセント以内であれば軽微な変更とし、届出は、不要とする。

2 町長は、前項の規定による変更届の提出があったときは内容を審査し、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金変更決定通知書(様式第 7 号)を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助対象者は、補助事業等が完了したときは、その日から 1 か月以内又は令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金収支決算書(様式第 9 号)
- (2) 補助事業の支出関係を証明する書類の写し
- (3) 補助事業の実施状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金確定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 補助金の請求に使用する書類は、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金交付請求書(様式第 11 号)とする。

2 町長は、前項の請求があった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第 10 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定又は確定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認める理由の場合を除く。

- (1) 実績報告を審査し、補助要件を満たしていないことが確認されたとき。
- (2) 期日までに実績報告がないとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は確定を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金の交付決定及び確定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金を取り消したときは、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金交付取消通知書（様式第 12 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に規定する金額を町長が別に定める期日までに返還しなければならない。

(1) 補助金の交付後、交付決定の全部又は一部が取り消されたときは、取消しに係る部分の額

(2) 概算払で交付した補助額が、実績報告後に確定した補助額を超えたときは、確定した補助額を超える部分の額

2 町長は、前項の規定に該当したときは、東みよし町 with コロナ対応型イベント支援事業補助金返還命令書（様式第 13 号）により補助対象者に補助金の返還を求めるものとする。

（書類の整備）

第 12 条 補助対象者は、補助金の交付に関する書類等を整備し、補助金の交付の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

2 補助対象者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

項目	内容
補助対象事業	<p>一般から広く参加者等を募るイベントを開催する事業で、次の（1）から（7）までの条件を全て満たすものとし、補助対象者が主催し、又は共催する地域経済の活性化及び地域活力の創出を目的として開催するイベントであること。</p> <p><b>【次の全てに該当する事業であること】</b></p> <p>（1）吉野川ハイウェイオアシスを会場に実施する新規イベント又は過去のイベントのリニューアルであること。</p> <p>（2）おおむね 50 人以上の集客が見込まれ、令和 5 年 1 月末までに完了できること。</p> <p>（3）コロナウイルス感染防止対策に対する提案をしていること。</p> <p>（4）まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の適用期間外であること。</p> <p>（5）宗教活動及び政治活動でないこと。</p> <p>（6）社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴うものでないこと。</p> <p>（7）次の①から⑥までのいずれかに該当する内容であること。</p> <p>①一過性のイベントではなく継続して実施可能な事業</p> <p>②町が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業</p> <p>③町内外からの集客が見込める事業</p> <p>④様々な業種の交流や連携が図られている事業</p> <p>⑤地域が活性化するための演出が図られている事業</p> <p>⑥その他町長が地域経済の活性化・地域活力の創出に資すると認める事業</p>
補助対象者	<p>補助対象事業を開催する主催者で、次に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>（1）町内に事業所を有する事業者又は活動拠点を町内に設けている団体、個人等が主催し、又は共催すること。</p> <p>（2）同一会計年度においてこの補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>（3）東みよし町暴力団排除条例（平成 24 年東みよし町条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>（4）公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体でないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する次に掲げる、営利を目的としない経費。ただし、国、県、町等、他の補助金の対象としている経費を除く。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報償費（出演者への謝礼等、補助対象者以外の者に支払う経費）</li> <li>(2) 消耗品費（感染症防止対策に係る消耗品又は事業実施に係る事務用品、用紙等の購入費）</li> <li>(3) 印刷製本費（チラシ、ポスター、冊子等印刷製本費）</li> <li>(4) 委託料（会場設営、会場運営等）</li> <li>(5) 役務費（郵便料金、広告料、保険料、手数料等）</li> <li>(6) 使用料、賃借料等（会場使用料、機材借上料、駐車場使用料等）</li> <li>(7) 感染症防止対策等の影響による事業中止に伴い発生したキャンセル料</li> <li>(8) その他町長が必要と認めた経費</li> </ul>
補助率	全額補助
補助限度額	1 補助対象者当たり 100 万円